

八千代町議長交際費支出基準

第1 趣旨

この基準は、議長が町議会を代表して議会運営上、対外的な交際をするために要する経費として支出する議長交際費について、その支出区分、支出内容、支出金額、その他必要な事項について定めるものとする。

第2 責務

議長交際費の支出にあたっては、支出内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ必要最小限の金額となるよう努めなければならない。

第3 支出区分

支出区分は、「慶祝」「見舞」「弔慰」「会費」「その他」の5項目とし、支出内容及び支出金額は次に定めるところによる。

支出区分	支 出 内 容	支出金額
①慶 祝	町民参加のスポーツ・文化・イベント等催事、記念式典、祝賀会、竣工式等で議長が招待を受け、出席したとき ただし、町が補助を行っている団体等へは原則として支出しないものとする。	5千円又は社会通念上認められる範囲の額
②見 舞	病氣見舞いについては、1週間以上の入院加療を要する場合に支出する。(弔慰対象者で議長が必要と認めたとき)	5千円
③弔 慰	別表「弔慰金等支出一覧表」に基づき支出する。	別表参照
④会 費	議会運営上必要であり、建設的な意見交換を目的とする会合等で、会費を必要とする又は飲食を伴う懇親会、懇談会等への出席時会費。	5千円又は会費相当額
⑤その他	上記のいずれにも属さない場合で、議会運営上議長が特に必要と認めたとき。	相当額

第4 見直し

この基準は、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

別 表

弔 慰 金 等 支 出 一 覧 表

対 象		香 料	供 物	
町議会議員	現職	本人	10,000 円	花環ポスター
		親族	5,000 円	
	元職	本人	5,000 円	
常勤特別職及び教育長	現職	本人	10,000 円	花環ポスター
		親族	5,000 円	
国・県議員及び 近隣市町村長・議長	現職	本人	10,000 円	
		親族	5,000 円	
その他、議長が必要と認める者		社会通念上妥当な額とする		

- 注釈 (1) 親族とは、配偶者及び一親等の親族をいう。
 (2) 花環ポスター（花環代）は、5千円とする。
 (3) 新盆の支出はしない。